

# 介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業利用支援契約書

利用者\_\_\_\_\_（以下、「甲」という。）と宇佐圏域地域包括支援センター（以下「乙」という。）は、乙が甲に対して行う介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業利用支援（以下、「介護予防支援等」という。）について次のとおり契約します。

## 第1章 総則

### 第1条（契約の目的）

乙は、介護保険に関する法令及びこの契約に従い、甲が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（以下、「サービス計画」という。）を作成するとともに、介護予防給付及び総合事業サービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者その他の関係機関との連絡調整などを行います。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、契約締結の日から第19条に定める契約期間満了日までとします。
- 2 介護予防支援については、契約期間満了日以前に利用者が状態区分の更新または変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の認定有効期間満了日までとします。
- 3 前項の契約期間満了日の3日前までに、甲から更新を行わない旨の意思表示がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

## 第2章 介護予防支援等

### 第3条（介護予防支援等の実施にあたっての方針）

乙は、介護予防支援等の実施にあたって、特に次の点に配慮します。

- 1 機能の改善や環境の調整などを通じて、甲の日常生活の自立のための取り組みを総合的に支援することによって生活の質の向上を目指します。
- 2 甲の主体的な取り組みを支援し、常に甲の生活機能の向上に対する意欲を高めるように支援します。
- 3 具体的な日常生活における行為について、甲の状態の特性を踏まえた目標を設定し、甲およびサービス提供者などとも目標を共有します。
- 4 甲の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、甲のできることは可能な限り本人が行うように配慮します。
- 5 主治医など医療機関との連携はもとより、民間の福祉サービス、地域住民が主体となり取り組む各種サービスなどの利用を含めて介護予防に資する取り組みを積極的に活用します。

### 第4条（介護予防支援等の実施担当者）

- 1 乙は、その事業所に属する保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という）に対し、第5条から第10条に掲げる甲の介護予防支援等に関

する業務を担当させることとします。

- 2 乙は、担当職員が行う介護予防支援等に関する業務の一部を適切なサービスの提供ができる指定居宅介護支援事業者に委託するとともに、その事業所に属する介護支援専門員に担当させることができます。
- 3 乙は、前項の指定居宅介護支援事業者を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向を配慮して行います。
- 4 乙は、担当職員ないし2項により委託した指定居宅介護支援事業者に属する担当介護支援専門員に対し、専門職として、前条で列挙した点に特に留意させて、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

#### 第5条（サービス計画の作成）

乙は、以下に定める手順で、甲のサービス計画を作成します。

- 1 甲又は甲の家族に訪問して面接を行い、介護予防支援等を行う上で解決すべき課題の把握に努めます。
- 2 介護予防サービス事業者や民間サービスの事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく適正に提供し、甲にサービスの選択を求めます。
- 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス計画の原案を作成します。
- 4 サービス担当者会議を経た後、前項の原案に位置づけたサービスについて、介護予防支援等の対象になるかどうかを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、甲及びその家族に対して説明し、文書により甲の同意を得たうえで決定します。

#### 第6条（サービス計画作成後の管理）

乙は、サービス計画の作成後において以下に定める業務を行います。

- 1 甲及びその家族、介護予防サービス事業者の連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況について把握を行うとともに、甲の解決すべき課題を把握します。
- 2 サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者と連絡調整を行います。
- 3 定期的に介護予防サービス事業者から報告を受け、これを基にサービス計画に設定された目標、提供されたサービスの効果について評価を行い、必要に応じてサービス計画の変更を検討します。
- 4 甲が要支援認定更新を受けあるいは要支援認定区分の変更認定を受けた場合は、サービス計画の変更を検討します。
- 5 サービス計画の内容に基づく給付管理票を毎月作成し、国民健康保険団体連合会に送付します。
- 6 サービス計画の内容に基づく介護予防ケアマネジメントの提供実績を毎月作成し、宇佐市に提出します。

#### 第7条（サービス計画の変更等）

- 1 乙は、甲が直接ないし介護予防サービス事業者を介してサービス計画の変更を希望する場合は、速やかにサービス計画を見直し、必要があればこれを変更するとともに、指

定介護予防サービス等が円滑に提供されるよう事業者への連絡調整を行います。

- 2 乙は、甲がサービス計画の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかに介護予防サービス事業者への連絡調整等を行います。

#### 第8条（要支援認定等の申請に係る援助）

- 1 乙は、甲に係る要支援認定等（要支援更新認定、要支援状態の区分の変更の認定、種類の変更を含む。以下「要支援認定等」という。）の申請について、甲の意思を踏まえ、円滑に行われるよう援助します。
- 2 乙は、甲が希望する場合は、要支援認定等の申請を甲に代わって行います。

#### 第9条（要支援状態の解消に係る援助）

乙は、甲の要支援状態が解消された場合で、甲が希望する場合には、甲が引き続き地域支援事業による必要なサービスを受けられるように援助します。

#### 第10条（要支援状態の悪化に係る援助）

- 1 乙は、甲の心身機能の状態が明らかに悪化した場合、または甲が希望する場合は、要介護認定等の申請および介護施設の選定・入所について、円滑に行われるように援助します。
- 2 乙は、前条の場合で甲が希望する場合は、要介護認定等の申請を甲に代わり行います。
- 3 乙は、甲が要介護認定を受けた場合には、甲のために、乙が有する甲に係る情報を提供するなどして、指定居宅介護支援事業者との連携を図ります。

### 第3章 利用料の支払

#### 第11条（利用料の支払い）

- 1 乙の提供する介護予防支援等に係る利用料について、乙が介護保険法に基づき、甲に代わって利用料に相当する保険給付を受領（代理受領）する場合は、甲の利用料負担はありません。ただし、甲の介護保険料の滞納等により、乙が利用料に相当する保険給付を受領することができない場合は、甲が利用料の全額を乙に対して支払うものとします。
- 2 乙が甲から直接利用料を受領したときは、乙は甲に対し当該利用料の額を明示した証明書を交付します。

#### 第12条（利用料の額）

前条ただし書きの場合に支払う介護予防支援等にかかる利用料の額は、別紙重要事項説明書のとおりとします。ただし介護保険法等関係法令の改正により、利用料の改定が必要になった場合には、契約締結後においても、改定後の金額に変更することができるものとします。

### 第4章 地域包括支援センターの義務

#### 第13条（記録の整備・開示義務）

- 1 乙は、甲のサービス計画、その実施状況に関する記録を整備し、契約終了の日から5年間これを保存します。
- 2 甲は、いつでも前項の記録を閲覧ないし謄写することができます。ただし、正当な理由がある場合には、理由を明示して、乙は記録の閲覧ないし謄写の全部ないし一部を拒

否することができます。

3 前項の謄写に際して、乙は甲に対し実費相当額を請求することができます。

#### 第14条（秘密の保持）

1 乙及び乙の職員ないし業務委託先は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲またはその家族の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の職員ないし業務委託先が、退職後ないし委託契約終了後であっても、在職中ないし委託中に知り得た甲またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 乙は、甲の個人情報を乙が別にかかげる個人情報の利用目的以外の目的で用いあるいは第三者に提供する場合には、甲の同意を得なければなりません。ただし、乙は法令上定めのある場合や甲又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合に必要範囲内で、個人情報を用いあるいは第三者に提供することができるものとします。

4 甲は乙に対し、介護予防支援等の中で医療サービスの利用など必要な場合に、甲が当該主治医ないし歯科医師に対して意見を求めることについて、予め同意します。

#### 第15条（身分証携行義務）

乙の職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 第5章 利用者の義務

#### 第16条（協力義務）

1 甲は、乙が甲のために介護予防支援等の業務を遂行するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

2 指定介護予防サービス等の利用にあたり、甲が正当な理由なくその利用の指示に従わず、その要支援状態等の程度を増進させた場合、あるいは偽りその他不正の行為により保険給付の支給を受けまたは受けようとした場合には、乙は宇佐市に対し、その旨報告することがあります。

#### 第17条（届出義務）

甲は、住所の変更、医療施設への入院等があった場合は、乙に対し速やかに届け出なければなりません。

### 第6章 損害賠償等

#### 第18条（緊急時の対応等）

乙は、介護予防支援等の実施に際して甲の体調の急変等必要な場合には、すみやかに家族への連絡その他の適切な措置を迅速に行うとともに、法令に基づき宇佐市その他関係機関への報告を行います。

#### 第19条（損害賠償等）

1 乙は、介護予防支援等の実施にあたって、万が一事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、すみやかにその損害を賠償します。ただし不可抗力による

場合および乙に過失がない場合はこの限りではありません。

- 2 前項により乙が損害賠償責任を負う場合であっても、甲の側に故意または過失が認められるときには、その賠償額を減ずることができます。

## 第7章 契約の終了

### 第20条（契約の終了）

- 1 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約は当然に終了するものとします。
  - (1) 甲が死亡又は介護保険法施行法第11条第1項に規定する適用除外の施設等に入所するなど被保険者の資格を喪失した場合
  - (2) 甲が要介護（要介護1～5）の認定を受けた場合
  - (3) 甲が介護保険施設等に入所した場合
  - (4) 甲が小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護を受けた場合
  - (5) 甲が乙の通常の事業の実施地域以外の地域に住所を移転した場合
  - (6) 乙が破産又は閉鎖等した場合
  - (7) 乙が指定介護予防支援事業者に係る指定を取消し等された場合
  - (8) 第20条ないし第21条により、本契約が解約又は解除された場合
  - (9) 介護予防支援については、認定有効期間の満了日に到達した場合

- 2 前条の規定により本契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、乙は、甲または甲が指定する他の地域包括支援センターに対し直近の介護予防サービス計画及びその他の実施状況に関する書類を引き継ぐとともに、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

### 第21条（利用者の解約権等）

- 1 甲は、いつでも本契約の解約を申し入れることができます。この場合、甲は、3日以上予告期間をもって乙に文書で通知するものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- 2 甲は、乙が、介護保険に関する法令及び本契約に定められた介護予防支援等を提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、予告期間なく直ちに契約を解除することができます。

### 第22条（地域包括支援センターの解除権）

乙は、甲が故意に法令違反ないし著しく常軌を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにかかわらず改善の見込みがないか、人の生命・身体・財産に重大な侵害を及ぼす危険が明らかなきは、その理由を記載した文書を交付することにより、本契約を解除することができます。

- 一 甲の著しい背信行為があるなどの理由により契約を継続することが困難になった場合。
- 二 甲の症状の悪化により契約を継続することが困難になった場合。
- 三 甲が利用中止を希望する場合。
- 四 乙は、甲又は甲の家族、同居人その他の関係者が、乙、乙の職員、他の利用者、その他一切の関係者に対して以下の各号に定める行為を行い、

乙から申し入れを行ったにもかかわらず改善されず、事業者の運営に支障をきたし、または乙の職員や他の利用者その他一切の関係者に精神的苦痛を与え、就業環境や利用環境が害された場合には、ただちに本契約を解約することができます。

- ① 殴る蹴る、刃物に向ける、物を投げつける等の身体的な暴力行為を行った場合
- ② 乙や、乙の職員、他の利用者その他一切の関係者の動産ないし不動産を故意に損壊した場合
- ③ 大声を出したり、テーブル等を叩いたり、危害を加える旨を告げる等の暴力的または脅迫的な言動を行った場合
- ④ 過度の連絡、要求の繰り返し、長時間の拘束、接触あるいは付きまとい行為等を行った場合
- ⑤ 合理的理由なく、特定の従事者による対応を要求し、乙がこれを拒絶したにもかかわらず要求を続けた場合
- ⑥ 乙の施設及び敷地からの退去を求められたにもかかわらず退去しない場合
- ⑦ 義務のないことを行わせ、あるいは、違法または不当と認められる要求を行った場合
- ⑧ その他、前各号に準じる場合

2 項 乙が、契約を解約する場合は別に、定める書式をもって本契約を解約することができます。

## 第8章 その他

### 第23条（虐待防止のための措置）

乙は、甲の人権の擁護及び虐待防止等のため、必要な措置を講じます。サービスの提供において虐待事案を発見した場合は速やかに市町村に報告します。また、甲に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力します。

### 第24条（相談・苦情・ハラスメント対応）

乙は、利用者等からの相談、苦情、ハラスメント等に対応する窓口を設置し、提供したサービス計画に位置づけたサービス等に関する利用者等の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

### 第25条（注意義務）

乙は、業務を行うにあたっては法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

### 第26条（苦情対応）

- 1 乙は、甲から、提供された介護予防支援等又は作成したサービス計画に基づいて提供された指定介護予防サービス等、個人情報の取り扱いに苦情がある場合は、苦情対応の窓口を設置して迅速かつ誠実に対応します。
- 2 甲は、前項以外に介護予防サービス事業者、宇佐市又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

- ① 宇佐市役所 介護保険課 …………… 宇佐市大字上田 1030 番地の 1

TEL 0978-32-1111

② 大分県国民健康保健団体連合会 …… 大分市大手町 2 丁目 3-12

TEL 097-534-8470

3 乙は、甲が苦情の申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

第 27 条（合意管轄）

本契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所をもって第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 28 条（契約に定めのない事項の処理）

この契約に定めのない事項が生じたとき、またはこの契約各条項の解釈について疑義が生じた時は、介護保険法ないし消費者保護法令その他関係法令に従い、第 1 条に記載の目的のため、甲と乙とは、お互いに誠意を持って協議して解決するものとします。

上記のとおり、介護予防支援等の契約を締結したので、本書 2 通を作成し、甲と乙とは、これに記名押印の上、各 1 通を保有します。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名 ⑩

乙 所在地 宇佐市大字出光 165-1

名称 宇佐圏域地域包括支援センター

設置法人 医療法人 信和会

代表者 和田 陽子 ⑩